

# 多治見都市計画下水道の変更

(多治見市決定)

岐阜県多治見市

## 変 更 理 由 書

本市の公共下水道は、昭和44年に本市中心市街地（約151ha）を対象に都市計画決定を行い、その後、多治見市公共下水道基本計画（以下「下水道基本計画」）の見直しにあわせて数回の都市計画変更を行なっている。現在は、汚水：約3,351ha、雨水：約3,406haを排水区域とし、より良好な都市環境を目指し整備を進め、順次供用を開始している。現在の整備状況は、令和5年度末において約2,573haの整備が完了し、行政区域内人口別普及率は約96%となっている。

令和6年3月に上位計画である「庄内川流域別下水道整備総合計画」と「木曾川及び長良川流域別下水道整備総合計画」が改定されたことを受け、それに準拠する形で、本市においても下水道基本計画を見直した。

今回の都市計画変更は、上記計画に基づき、排水区域の一部を変更するものである。

汚水の排水区域については、平成28年4月と令和2年11月に市街化区域に編入された区域を拡大するものとした。さらに、市街化調整区域の供用開始済み区域を拡大するものとした。

また、市街化区域内の緑地や開発残地の山林、砂防指定地に指定されている山林等、将来に渡り開発の見込みがなく、汚水が発生する見込みのない区域について、下水道整備の必要性がないことから、排水区域を縮小するものとした。

雨水の排水区域については、市街化区域は汚水の発生しない区域においても雨水を排除する必要があることから、従来どおり市街化区域の全域を排水区域とし、市街化調整区域については汚水の排水区域と同様とする。

これらの変更により、今回、排水区域を汚水：約3,374ha、雨水：約3,468haへ都市計画変更を行うものとする。

## 多治見市都市計画下水道の変更（多治見市決定）

多治見市公共下水道（多治見都市計画下水道）の「2 排水区域」を次のように変更する。

### 2 排水区域

「区域は総括図表示のとおり」

（備考）面積	汚水	約3,374ha	うち多治見処理区	約2,621ha
			市之倉処理区	約 327ha
			笠原処理区	約 426ha
	雨水	約3,468ha		

### 理 由

汚水の排水区域について、市街化区域に編入された区域及び市街化調整区域の一部区域を拡大し、開発見込みがない区域を縮小する。また、雨水の排水区域について、市街化区域に編入された区域と市街化調整区域の一部を拡大する。

# 多治見都市計画下水道の変更

(多治見市決定)

(変更対照)

岐阜県多治見市

# 新旧対照計画書

変 更 前				変 更 後			
多治見都市計画				多治見都市計画			
1 下水道の名称 多治見市公共下水道（多治見都市計画下水道）				1 下水道の名称 多治見市公共下水道（多治見都市計画下水道）			
2 排水区域 「区域は総括図表示のとおり」				2 排水区域 「区域は総括図表示のとおり」			
(備考)面積 汚水 約3,351ha うち多治見処理区 約2,598ha				(備考)面積 汚水 約3,374ha うち多治見処理区 約2,621ha			
市之倉処理区 約 327ha				市之倉処理区 約 327ha			
笠原処理区 約 426ha				笠原処理区 約 426ha			
雨水 約3,406ha				雨水 約3,468ha			
3 下水管渠				3 下水管渠			
(1) 汚水				(1) 汚水			
名 称		位 置		名 称		位 置	
		起 点	終 点			起 点	終 点
大原西汚水幹線		前畑町五丁目	宝町九丁目	大原西汚水幹線		前畑町五丁目	宝町九丁目
「区域は計画図表示のとおり」				「区域は計画図表示のとおり」			
(2) 雨水				(2) 雨水			
該当なし				該当なし			
4. その他の施設				4. その他の施設			
名 称		位 置		名 称		位 置	
土岐川左岸ポンプ場		平和町8丁目地内		土岐川左岸ポンプ場		平和町8丁目地内	
笠原川右岸ポンプ場		昭和町地内		笠原川右岸ポンプ場		昭和町地内	
下沢汚水中継ポンプ場		下沢町一丁目地内		下沢汚水中継ポンプ場		下沢町一丁目地内	
共栄汚水中継ポンプ場		虎溪山町七丁目地内		共栄汚水中継ポンプ場		虎溪山町七丁目地内	
虎溪汚水中継ポンプ場		虎溪山町二丁目地内		虎溪汚水中継ポンプ場		虎溪山町二丁目地内	
池田下水処理場		前畑五丁目地内		池田下水処理場		前畑五丁目地内	
市之倉下水処理場		市之倉町十三丁目地内		市之倉下水処理場		市之倉町十三丁目地内	
多治見市三の倉新焼却場		三の倉町猪場		多治見市三の倉新焼却場		三の倉町猪場	
笠原下水処理場		笠原町字平園 及び 滝呂町十五丁目地内		笠原下水処理場		笠原町字平園 及び 滝呂町十五丁目地内	
「区域は計画図表示のとおり」				「区域は計画図表示のとおり」			

## 都市計画の策定の経緯の概要

多治見都市計画下水道の変更（多治見市決定）

事 項	時 期	備 考
県都市政策課下協議	令和 6 年 5 月 29 日	
都市計画素案の確定	令和 6 年 7 月 29 日	市庁議に付議し政策決定
住民説明（個別説明）	平成 28 年 7 月 25 日（長瀬町） 令和元年 5 月 17 日（姫町） 令和 2 年 11 月 18 日（高田町） 令和 6 年 8 月 22 日（山吹町）	
多治見市都市計画審議会 （意見照会）	令和 6 年 9 月 25 日	
住民説明会	令和 6 年 10 月 8 日	市広報（R6.10月号）にて周知
パブリックコメント手続き	令和 6 年 10 月 1 日～11 月 1 日	
県都市建築部長事前協議申請	令和 6 年 11 月上旬（予定）	
県都市建築部長事前協議回答	令和 6 年 11 月下旬（予定）	
計画案の縦覧	令和 7 年 1 月 6 日～20 日（予定）	市広報（R7.1月号）にて周知 （予定）
多治見市都市計画審議会 （諮問）	令和 7 年 1 月下旬（予定）	
県知事協議申請	令和 7 年 2 月中旬（予定）	
県知事協議回答	令和 7 年 3 月中旬（予定）	
決定告示	令和 7 年 3 月下旬（予定）	



